

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和47年3月30日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	西興部村	職員数 (H19. 4. 1現在)	1
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	92(H18)	公営企業債現在高(百万円)	820(H18)
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金(百万円)	
不良債務 (百万円)		財政力指数	0.096(H18)
資金不足比率 (%)		実質公債費比率 (%)	20.2(H19)
		経常収支比率 (%)	91.8(H18)

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
- なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	西興部村長 高畑秀美
既存計画との関係	西興部村集中改革プラン（計画期間：平成17年度～21年度）
公表の方法等	議員協議会（議会）での説明、村ホームページに掲載
基本方針	平成18年度で拡張工事が完了し、今後歳出で公債費や維持管理経費が歳入以上に増加する見込みである。したがって一般会計からの繰入金金の増加は避けられないことから、公的資金の繰上償還を実施し、収入の確保と経費削減を実施し経営改善を図るものである。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			6	6
	補償金免除額			1	1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業			6,334	6,334
合 計 (A)				6,334	6,334
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)				6,334	6,334

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>昭和47年に給水以来35年を経過する簡易水道事業であるが、これまで4回の拡張工事を実施してきた。これまでの一般会計からの繰り入れの内容は、事業費を除いては公債費の一部を補填しているものであるが、公債費のうち地方交付税で一般会計に措置されている額を除いた繰入金（実質一般財源負担額）は、ここ数年100万円～200万円で推移しており小規模な施設としては比較的少額な負担で経営を維持している。</p> <p>4回目の拡張工事が平成18年度で完了し、供給水量の拡大及び区域の拡張が図られたことから使用料収入が増加する見込みであるが、一方この拡張工事に伴う公債費の歳出が使用料収入以上に増加する状況である。</p>
経営課題	<p>課 題 人件費について</p> <p>職員については下水道事業と兼職で1名であり、人件費については実質0.5人で、これ以上の合理化は難しい状況である。</p>
	<p>課 題 公債費増加に伴う繰入金の増加</p> <p>今後公債費の増加によって繰入金が増加していく状況にある。しかし、資本的支出における公債費の増であり、やむを得ない状況と考える。</p> <p>公債費のピークは平成24年から平成25年であり、以後、徐々に減少する見込である。</p>
	<p>課 題 使用料の改定</p> <p>使用料の改定については、過去3年間の消費者物価上昇率を考慮し、3年に一度改定している。</p> <p>ただし、近年はマイナスの状況が続いており、使用料を下げなければならない状況となっているが、過去3回の改定で据え置きとし、実質的には値上げの形をとっている。今後の物価上昇率の動向をみながら適正な料金改定を実施していく。</p>
	<p>課 題 維持管理費の削減、節減</p> <p>これまでも本村の第3次行財政改革（計画期間H16～H20）に基づき徹底した経費削減を実施してきており、これ以上の削減は実質的に大変厳しい状況にあるが、更に見直しについて検討していく。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		29	29	30	29	35	48	39	41	42	43
	(1) 営 業 収 益 (B)		26	25	26	26	25	28	29	29	29	29
	ア 料 金 収 入		26	25	26	26	25	28	29	29	29	29
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他											
	(2) 営 業 外 収 益		3	3	4	2	10	20	11	12	13	14
	ア 他 会 計 繰 入 金		3	3	4	2	1		11	12	13	14
	イ そ の 他						9	20				
	2 総 費 用 (D)		17	17	17	17	28	34	31	33	30	32
	(1) 営 業 費 用		9	9	9	10	19	15	15	15	15	15
ア 職 員 給 与 費		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
ウ ち 退 職 手 当												
イ そ の 他		4	4	4	5	14	10	10	10	10	10	
(2) 営 業 外 費 用		8	8	8	7	10	19	16	18	15	17	
ア 支 払 利 息		8	8	8	7	10	19	16	18	15	17	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		12	12	13	11	7	14	8	8	12	11	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		6	5	8	210	540		5	5	34	38
	(1) 地 方 債					178	452					
	(2) 他 会 計 補 助 金		6	5	8	3	22		5	5	34	38
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金					29	66					
	(6) 工 事 負 担 金											
	(7) そ の 他											
	2 資 本 的 支 出 (G)		18	17	21	221	547	14	13	13	46	49
	(1) 建 設 改 良 費		10	9	12	211	538	5	5	5	5	5
ウ ち 職 員 給 与 費												
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		8	8	9	10	9	9	8	8	41	44	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-12	-12	-13	-11	-7	-14	-8	-8	-12	-11	

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)	119.5	116.3	123.1	106.1	67.8	66.4	89.6	95.3	48.9	46.5	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	116.0	116.0	115.4	107.4	94.6	111.6	100.0	100.0	59.2	56.6	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	10.3	10.3	13.3	6.9	2.9	0.0	28.2	29.3	31.0	32.6
	うち基準内繰入金	(%)	10.3	10.3	13.3	6.9	2.9	0.0	23.1	22.0	19.1	18.6
	うち基準外繰入金	(%)							5.1	7.3	11.9	14.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)							5.1	7.3	11.9	14.0
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	100.0	100.0	100.0	1.4	4.1	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金	(%)	100.0	100.0	100.0	1.4	4.1	0.0	100.0	100.0	61.8	60.5
	うち基準外繰入金	(%)								0.0	38.2	39.5
うち赤字補てん的なもの	(%)							0.0	38.2	39.5		

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	3年毎に使用料の改定を実施しているが、次期改定(平成22年度)の基礎としている物価動向等が不確定であることから、据え置きを前提としている。
2 他会計繰入金の見込み	平成18年度に完了した拡張工事に伴い今後公債費が増加することから、この増加を補填するため繰入金を増加させている。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成18年度に拡張工事が完了しているため、当分の間、大規模投資は無い予定である。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	昨年策定した公営企業経営健全化計画(計画期間H18~H27)と整合性を図っている。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
地方公務員の職員数の純減の状況	<p>課題 本村では、集中改革プラン(計画期間:平成17年度～平成21年度)とともに、平成15年12月に策定した「第3次行財政改革大綱」(計画期間:平成16年度～平成20年度)に基づき以前から人員削減を実施しており、実績として平成16年度当初45名いた職員が、平成19年度当初(現在)では39名まで減少している。 なお、平成20年度で計画期間を終了する「第3次行財政改革大綱」については、引き続き第4次計画を策定し、新たな行財政改革を進める予定であり、集中改革プラン終了後もこれらの計画に基づいて適正な定員管理に努める事としている。 また、本事業会計においては、事業を実施する上で必要最小限の1名体制となっており、計画最終年度においても同数となる見込みである。</p>
給与のあり方	
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>課題 平成18年4月1日から、給与構造改革に伴う新俸給制度を導入し、給与水準の引き下げを実施済みである。 なお、「地域給与手当」については該当無く、給与表にても国に準じているものであり、枠外の号俸を設けるなどの措置は講じていない。</p>
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>技能労務職員に相当する職種の職員は、該当無し。(簡易水道事業職員は、一般職である)</p>
退職時特昇等退職手当のあり方	<p>北海道市町村職員退職手当組合の退職手当制度基準に基づく支給であり、独自の特昇等は実施していない。</p>
福利厚生事業のあり方	<p>北海道市町村職員共済組合、北海道市町村職員福祉協会制度に基づく負担の範囲であり、独自の拡大支給制度等はない。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>課題 簡易水道施設における各種定期点検業務の委託方法の変更による削減。 (平成20年度から50千円削減)</p>
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>課題 特殊な技能や機器を必用とする、膜ろ過装置洗浄、水質計器オーバーホール、非常発電機(自家発電機)オーバーホール、浄水場内各種機器点検については民間管理業者に委託を行い、運営の合理化に努めている。</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題 次期改定(3年に1度見直し・平成22年度)時に、これまで同様、消費者物価上昇率、公務員給与改定率(いずれも3ヶ年平均)を基本に適正な料金改定を実施する。 また、料金の未収金徴収については、定期的な督促状の発布、給与支払者(勤め先)との連携、訪問徴収の回数や電話での催促回数を増やすなど、未納者との連絡を密にし、未収金の徴収を更に強化して収入の確保に努める。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 経営健全化や財務状況に関する情報公開 行政評価の導入	毎年村広報の春号(4月発行)で予算額及び秋号(10月発行)で前年度収支決算額を報告している。 行政評価制度は導入していないが、毎年4月に開催している駐在員会議(村内各町内会代表者会議)や、12月に村内各地区で開催している地域づくり懇談会(住民懇談会)等で、その年の予算概要の説明、次年度予算に関する意見要望や村づくり全般にわたる意見聴取を行っている。他に、「今年はこんな仕事をします」と題した予算説明資料を全戸に配布し、はがきによる意見を求めたり、村のHPで「村長へのメール」と題して村づくりに対する意見等を募集している。
5 その他	課題 民間委託推進や、業務の見直し等によって引き続き経費を節減し、収益的収支における基準外繰入金金の抑制に努める。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>人件費については、下水道事業との兼職で1名であり、簡易水道事業分の人件費は0.5人であることから、今後これ以上の合理化は難しい状況である。しかし、平成13年度末に職員を削減し、平成14年度から現在の0.5人への移行した改善（効果）は大きく、また、平成18年度からは給与構造改革に伴う給与水準の引き下げを行うなど、早くから人件費の削減を実施しているものである。</p> <p>=改善内容= 平成14年度から職員1人 0.5人となった事に伴う改善予定額 ・4,692千円×5年（H19～H23）= 23,460千円 平成18年度から実施した給与構造改革に伴う改善予定額 ・H19(68千円) H20(97千円) H21(126千円) H22(154千円) H23(182千円) = 627千円</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>使用料の改定については、過去3年間の消費者物価等を考慮し3年に1度改定している。次期改定時（平成22年度）には、これまでと同様の考え方で適正な料金改定を実施する。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>今後の事業の執行にあたっては、建設コストの見直し等を徹底し、後年度の公債費負担の軽減に努めると共に、維持管理費の削減に努める。</p> <p>=改善内容= H20年度に維持管理費の削減（定期点検業務委託料の削減） ・50千円×4年（H20～H23）= 200千円</p>
4 その他	<p>料金の未収金徴収については、定期的な督促状の発布、給与支払者（勤め先）との連携、訪問徴収の回数や電話での催促回数を増やすなど、未納者との連絡を密にし、未収金の徴収を更に強化して収入の確保に努める。</p> <p>=改善内容= H16年度には徴収強化により、前年度未収金を86千円下回った。</p>

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。

繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
	料金改定率													
	改善額(料金の適正化) 1													
4	未収金の徴収対策(未収額)	173	195	109	253	448		448	448	448	448	448	448	
	改善額			86			86							
	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
	その他()													
	改善額						86							
【経費の削減】														
	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	4,692	4,692	4,754	4,828	4,841		4,866	4,866	4,866	4,866	4,866	4,866	
	改善額	4,692	4,692	4,692	4,692	4,731	23,499	4,760	4,789	4,818	4,846	4,874	24,087	
	給与水準													
	改善額					39	39	68	97	126	154	182	627	
	その他(職員1名削減)													
	改善額	4,692	4,692	4,692	4,692	4,692	23,460	4,692	4,692	4,692	4,692	4,692	23,460	
	職員給与費(退職手当)													
	職員数(人)	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	
	増減数(人)													
3	維持管理費等							15,662	15,612	15,612	15,612	15,612	15,612	
	改善額(適正化)								50	50	50	50	200	
	工事コスト 2													
	改善額(縮減額)													
	その他()													
	改善額													
	累積欠損金比率													
	増減													
	企業債現在高	225,991	218,133	209,310	377,259	819,827		810,399	801,329	791,919	749,386	703,771		
	増減													
計画前5年間改善額 合計							24,545						改善額 合計	24,287
												(参考) 補償金免除額	1,334	

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(人)	1,159	1,142	1,143	1,150	1,199	1,213	1,212	1,212	1,211	1,211
年間総有収水量(千m ³)	157	167	167	167	203	227	228	230	232	233
公称施設能力(m ³ /日)	531	531	531	531	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
1日最大配水量(m ³ /日)	526	529	530	530	900	1,079	1,082	1,086	1,093	1,093
最大稼働率(%)	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75
供給単価(円/m ³)	153	150	156	158	121	126	126	126	126	126
給水原価(円/m ³)	148	146	152	163	184	124	121	120	245	265

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。